

介護保険サービス事業者指定更新申請の受付について

平成30年4月1日に新規指定又は指定更新を受けた事業所（指定の有効期限が令和6年3月31日の事業所）につきましては、同時期に相当数の更新が見込まれるため、下記のとおり、サービス区別に申請期間を設定し、受付を行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 対象事業所

指定の有効期限が令和6年3月31日の事業所

◎ 該当の介護保険サービス（介護予防サービスを含む）
短期入所生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

2 サービス区別の指定更新申請書の受付時期一覧表

申請書受付年月	サービス区分（介護予防サービス含む）
令和5年11月 (R5.11.1~R5.11.30)	短期入所生活介護
令和5年12月 (R5.12.1~R5.12.27)	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、

3 注意すべき事項

○ 指定更新申請書提出後の指定事項等変更について

更新申請書提出後、令和6年4月1日までに指定事項及び介護報酬算定体制に変更があった場合にも、それぞれ定められている期限内に変更届の提出が必要となりますが、指定更新申請書を再提出する必要はありません。

○ 勤務形態一覧表について

勤務形態一覧表については、更新申請書提出月の翌月のものを提出してください。

例) 11月に更新申請書を提出する場合→12月の勤務形態一覧表を提出

なお、上記により提出した場合においても、令和6年4月の勤務形態一覧表を4月末日までに各健康福祉センターへご提出ください。

介護給付費算定に関する変更届、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合の変更届（管理者、運営規程等の変更届）に勤務形態一覧表を添付した場合は、その変更届をもって提出されたものとみなします。

長寿社会課介護保険班
TEL 083-933-2774
FAX 083-922-3022